

## 基本プログラムにおける大学院・国立保健医療科学院等の課程及び提供科目の扱いに関する要項

1. MPH（公衆衛生修士（専門職）または修士（公衆衛生学））学位プログラムを提供している大学院
  - （1）公衆衛生の専門職大学院は、基本プログラム提供機関とし、MPH プログラム修了相当<sup>\*1</sup>をもって、基本プログラム全体の修了とみなす。  
（<sup>\*1</sup>：博士課程等で同等の講義群を修了した場合も含む。）
  - （2）上記以外の大学院の場合<sup>\*2</sup>、申請・シラバス提供により判断し、適切と認められる場合には、基本プログラム提供機関と認め、MPH プログラム修了相当をもって基本プログラム全体の修了とみなす。  
（<sup>\*2</sup>：ただし、公衆衛生の専門職大学院の認証評価に相当する評価で適合とされている場合には、申請・シラバス提供がなくとも、基本プログラム提供機関とする。）
2. 国立保健医療科学院については、該当する研修コースについて1－（2）に準じて扱う。また、MPH（公衆衛生修士（専門職）または修士（公衆衛生学））以外の社会医学系関連学位プログラムを提供している場合や、産業医科大学産業医学基本講座も、1－（2）に準じて扱う。
3. 1、2以外で、大学院または国立保健医療科学院等の授業科目・研修履修を基本プログラムの科目として認定する場合
  - 1) 各機関からの申請・シラバス提供により、科目として適切かどうか判断する。
  - 2) 適切と判断された場合、同科目の履修証明（科目等履修生を含む）をもって、当該科目の修了と認定する。

※1－（2）、2、3に係る申請については、様式1を使用のこと。